

低所得の子育て  
世帯に対する

## 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)

食費などの物価高騰の影響を受け、家計が悪化している低所得の子育て世帯を支援するために、子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)が支給されます。

同給付金(ひとり親世帯分)の内容は、本紙7月号か町ホームページでご確認ください。



### 支給対象者

次の①、②いずれかに該当する人。  
ただし、ひとり親世帯分の給付金を受け取った人は除きます。

- ①令和4年度同給付金の支給対象者
- ②平成17年4月2日(特別児童扶養手当を受給している場合は平成15年4月2日)～令和6年2月29日生まれの児童を養育する父母などで以下のいずれかに該当する人
  - ・令和5年度住民税(均等割)が非課税
  - ・令和5年1月1日以降の任意の月の収入が物価高騰の影響で急変し、住民税(均等割)が非課税相当の収入となった

### 給付額

児童1人当たり一律5万円

### 申請手続き

#### 対象者①に該当する人

申請は不要で、5月31日に振り込み済みです。

#### 対象者②に該当する人

町に申請が必要です。申請者は、主たる生計維持者(所得が高い人)となります。

#### 申請方法

次の書類をそろえて、申請手続きを行ってください。なお、申請者の状況により、別途追加書類が必要となる場合があります。

- ・申請書(こども未来課窓口か町ホームページで入手可)
- ・申請者と配偶者のマイナンバーが分かるもの
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)の写し
- ・通帳かキャッシュカードの写し
- ・【収入が急変したことに伴う申請の場合】令和5年1月1日以降の任意の月の申請者と配偶者の収入(所得)額が分かる書類
- ・【別居の児童を監護している場合】児童の住民票謄本
- ・【未成年後見人の場合】未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本、対象児童の実親の状況が分かる資料(自由様式)
- ・【その他養育者の場合】対象児童の実親の状況が分かる資料(自由様式)
- ・【里親の場合】対象児童が委託されていることを明らかにできる書類



**申請期限** 令和6年2月29日(木)

※書類に不備があった場合、期限までに必要書類の提出がなければ支給できませんのでご注意ください。

**支給方法** 申請日の翌月末に、児童手当か特別児童扶養手当の受給口座に振り込みます。

**申請先**・☎こども未来課 子育て支援係 ☎286-3117

※町からATM(現金自動預払機)の操作や、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。詐欺などにご注意ください。

## 児童扶養手当の「現況届」を忘れずに

児童扶養手当の受給者(停止中の人も含む)は、引き続き手当の対象となるかを審査するため、毎年8月中旬に「現況届」の提出が必要です。

対象者には8月上旬にお知らせを送付しますので、

手続きをお願いします。

※現況届を提出しない場合、11月分以降の手当を支給できませんのでご注意ください。

☎こども未来課 子育て支援係 ☎286-3117